

# これが「企業の労働110番」です



加藤社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤 正人

## 従業員の退職理由（職安届出）留意点

「はい、こちら企業の労働110番です」  
電話は、とあるサービスマスの人事担当者からのご相談でした。  
「自己都合退職の従業員から、その退職理由を

離職者は自己都合退職の場合、失業給付の受給には3カ月間の給付制限があり、すぐには受給できません。会社都合の場合はその制限がなく、すぐに受給が可能です。また、給付日数も自己都合退職よりも多く

た、給付日数も自己都合退職よりも多く

これは...「労働110番」に相談しよう



職票に記載する離職理由は、実態通りのことを記載しなければなりません。これを会社都合として給付制限無く、本来の給付日数よりも多く受給するということは不正受給にあたります。今回のご相談では、職務の変更に言及せず「辞めたい」と言

なります。そのことを伝えると「なるほど」と納得されていたのですが、事業主にとつては解雇等会社都合退職の場合、助成金が貰えなくなる、という問題があります。

「解雇」にしてほしいと言われている。なぜそのようなことを言ってくるのか...。また、こうした要望を受け入れても問題ないだろうか?というもの。

しかし、それ以前に離

い出したものだったため、会社側としては対応を少々迷われたようです。

また別のケースでは、離職理由についての事実認識が事業主側と離職者との間で食い違っていて離職票の記入に困っているというご相談がありました。

した。こうした場合、離職理由の判定は客観的な書類等に基づき職安が行います。まずは、事業主側の認識で離職票を作成して差し支えありません。何より失業給付や助成金を意識し、事実と異なる届け出を行うことは法に触れ、問題です。事実

通りに届け出ることを大前提にして、その上で迷われることもあるのかと思います。ですが、そのようなときはお気軽に当協会の会員事業場専用無料相談ダイヤル「企業の労働110番」にご相談ください。

イラスト：森沢康代



### ご相談をお寄せください

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかわるご相談がございましたら、下記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えします。

## 企業の労働110番!

☎ 052-961-7110

FAX 052-961-9635

メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp

※当協会会員企業のみなさまは解決まで何度でも、未入会の企業の方は初回のご来局に限り、無料でご相談が可能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室